

第10回 存在文・所有文

教科書の該当ページ：54～55 ページ、61 ページ、75～76 ページ、85 ページ、124～125 ページ

存在文 → 教科書第6課⑤

第5回で、「AはBを持っている」は、「AのところにBがある」と考えて、「A(〈所で〉格)+ある(動詞)+B(主格)」と表わすと学びました。この場合のAは持ち主で、普通は人ですが、このAが場所なら、「Aという場所にBがある」という存在文になります。

存在文は「A(場所)+ある(動詞)+B(存在するもの)」という語順になります。Aは、Bが存在する場所が何らかの空間なら〈中で〉格、何らかの平面あるいは点的な場所なら〈所で〉格で表わされます。動詞は、存在する場所、存在するものが何であっても、常に3人称単数形になります。

例) 私は本を持っています(所有文)。 Minulla(〈所で〉格) on kirja(単数主格).
机の上に本があります(存在文)。 Pöydällä(〈所で〉格) on kirja(単数主格).
箱の中に本があります(存在文)。 Laatikossa(〈中で〉格) on kirja(単数主格).

存在文・所有文の格表示 → 教科書第6課⑤、第7課②、第7課③、第9課①、第12課⑤

存在文「Aという場所にBがある」、所有文「AはBを持っている」のBが単数主格以外で表わされる場合があります。格の使い分けには次の二つの条件が関わっています。

一つは名詞Bの性質です。名詞Bが可算名詞の複数あるいは不可算名詞の場合、Bは**分格**で表わされます。

例) 私は本を何冊か持っています(所有文)。 Minulla(〈所で〉格) on kirjoja(複数分格).
私はお金を持っています(所有文)。 Minulla(〈所で〉格) on rahaa(複数分格).
机の上に本が何冊かあります(存在文)。 Pöydällä(〈所で〉格) on kirjoja(複数分格).
コップに牛乳が入っています(存在文)。 Lasissa(〈中で〉格) on maitoa(単数分格).

なお、Bが可算名詞の複数でも、数詞で修飾されている場合は、数詞の後のBが複数分格ではなく単数分格になります。

例) 私は本を3冊持っています(所有文)。 Minulla(〈所で〉格) on kolme kirjaa(単数分格).
机の上に本が3冊かあります(存在文)。 Pöydällä(〈所で〉格) on kolme kirjaa(単数分格).

もう一つは文の肯定・否定です。存在文・所有文が否定文になると、Bは**分格**で表わされます。

例) 私は本を持っていません(所有文)。 Minulla(〈所で〉格) ei ole kirjaa(単数分格).
机の上に本がありません(存在文)。 Pöydällä(〈所で〉格) ei ole kirjaa(単数分格).
箱の中に本がありません(存在文)。 Laatikossa(〈中で〉格) ei ole kirjaa(単数分格).

物質名詞 → 教科書第 12 課④、第 12 課⑥

不可算名詞のうち、一定の形を持っていない液体・気体・固体などの物質を表わす名詞のことを物質名詞と言います。物質名詞も、容器に入れるなど、単位を定めれば数えることができます。その場合、数詞が 2 以上なら、「数詞＋単位を表わす名詞の単数分格＋物質名詞の単数分格」で表わされます。

例) コーヒー 1 杯	(yksi) kuppi(「カップ」) kahvia(「コーヒー」、単数分格)
コーヒー 2 杯	kaksi kuppi(「カップ」、単数分格) kahvia(「コーヒー」、単数分格)
砂糖 1 キロ	(yksi) kilo(「キロ」) sokeria(「砂糖」、単数分格)
砂糖 3 キロ	kolme kilo(「キロ」、単数分格) sokeria(「砂糖」、単数分格)

義務を表わす構文 → 教科書第 8 課⑥

「AはBを～しなければならない」という文は、動詞 **pitää**、**täytyä** など「～」の部分を表わす不定詞を用いて、「A＋{**pitää**/**täytyy**}＋不定詞＋B」のように表わします。このとき、Aは必ず属格になります。ただし、Aは省略される場合もあります。**pitää**、**täytyä** などの動詞は、Aの人称や数にかかわらず、常に 3 人称単数形になります。一方、目的語 B は、「目的語名詞が可算名詞の単数」かつ「動詞のアスペクトが完了」で、「文が否定文でない」ときは**主格**で、その他の場合は**分格**で表わされます。

例) 私は本を読まなければならない。	Minun(単数属格) pitää lukea kirja(単数主格).
君は牛乳を飲まなければならない。	Sinun(単数属格) pitää juoda maitoa(単数分格).

なお、義務を表わす構文の否定で「AはBを～する必要はない」の場合は、動詞に **ei pidä**、**ei tarvitse** などが使われます。このとき、Bは必ず分格になるので注意しましょう。

例) 私は本を読む必要はない。	Minun(単数属格) ei pidä lukea kirja(単数分格).
君は牛乳を飲む必要はない。	Sinun(単数属格) ei pidä juoda maitoa(単数分格).